

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	1
◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部改正（漁業管理課）	

告 示

高知県告示第721号
 令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。
 令和4年8月19日

高知県知事 濱田 省司

4の(1)の表中

「

操業区域4	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	16	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
-------	----	---------------------	---------------------------------	----	---------------------------

」

を

「

操業区域4(1)	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	16 (操業区域4全体で16)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
操業区域4(2)	3月15日から翌年1月14日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	16 (操業区域4全体で16)	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

」

に改め、4の(3)のイ中

「点の位置
 基点A 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
 基点B 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点
 基点C 安芸市下山県漁場基点第35号
 (ア) 操業区域2(1)
 基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域（距岸1,700メートル以内の区域を除く。）。ただし、距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域内にあつては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。
 (イ) 操業区域2(1)

を

「点の位置
 基点A 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
 基点B 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

基点C 安芸市下山県漁場基点第35号

- 点ア 北緯33度29分27.5秒、東経133度55分24.4秒
- 点イ 北緯33度29分16.7秒、東経133度55分19.1秒
- 点ウ 北緯33度28分59.1秒、東経133度55分60.0秒
- 点エ 北緯33度29分07.6秒、東経133度56分07.0秒
- 点オ 北緯33度29分13.9秒、東経133度55分57.7秒
- 点カ 北緯33度33分06.0秒、東経133度52分15.4秒
- 点キ 北緯33度30分00.4秒、東経133度52分14.9秒
- 点ク 北緯33度29分57.9秒、東経133度52分40.6秒
- 点ケ 北緯33度30分03.4秒、東経133度52分40.0秒

(ア) 操業区域2(1)

次に掲げる区域

- a 基点Aから磁針方位185度0分の線以東及び基点Bから磁針方位222度0分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域(距岸1,700メートル以内の区域を除く。)。ただし、距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。
- b 点アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域
- c 点カキ、キク、クケ及びケカを結ぶ4直線により囲まれた区域

(イ) 操業区域2(2)

に改め、4の(3)のウ及びエを次のように改める。

ウ 操業区域3

点の位置

- 基点A 香南市夜須町手結崎灯台
- 基点B 高知港口防波堤船びき基点
- 基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標
- 基点D 高知市仁井田中の棧橋であれ防波堤基点
- 基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点
- 基点G 須崎市下甲崎(甲崎)突端
- 基点H 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端
- 基点I 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
- 基点J 赤岡漁港第2防潮堤東端
- 基点K 後川放水水路水門西端

点ア 基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線上基点Bから1,435メートルの点

点イ 基点Eから磁針方位167度の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点

点ウ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見通した線から右に126度36分の線との交点

点エ 点ウから磁針方位159度0分の線上点ウから625メートルの点

点オ 基点Fから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点

(ア) 操業区域3(1)

基点Iから磁針方位185度0分の線以西並びに基点Bと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度0分の線に至る海域中基点Gから基点Hを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、aの区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合

は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

- a 距岸1,700メートル以内であって、dの区域及びeの区域を除いた共同漁業権区域
- b 高知港内の区域のうち高知市浦戸えびす渚から真方位334度34分の線以東の外海を除いた区域
- c 基点D点ウ、点ウエ、点エオ及び点オ基点Fを結ぶ4直線並びに基点DF間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域
- d 基点Aから磁針方位184度0分の線以東の海域のうち漁業権区域
- e 基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域

(イ) 操業区域3(2)

基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域のうち共同漁業権区域を除いた区域。ただし、共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

エ 操業区域4

点の位置

- 基点A 香南市夜須町手結崎灯台
- 基点B 高知港口防波堤船びき基点
- 基点C 高知市浦戸御殿の鼻航路導標
- 基点D 高知市仁井田中の棧橋であれ防波堤基点
- 基点E 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 基点F 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点
- 基点G 須崎市下甲崎(甲崎)突端
- 基点H 須崎市上甲崎(地ノ鼻)突端
- 基点I 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
- 基点J 赤岡漁港第2防潮堤東端
- 基点K 後川放水水路水門西端

点ア 基点Bから基点Cを見通した線から左に106度34分の線上基点Bから1,435メートルの点

点イ 基点Eから磁針方位167度0分の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点

点ウ 基点Dから基点Bを見通した線から左に14度59分の線と基点Bから基点Dを見通した線から右に126度36分の線との交点

点エ 点ウから真方位159度0分の線上点ウから625メートルの点

点オ 基点Fから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点

a 北緯33度29分56.1秒、東経133度34分57.0秒

b 北緯33度29分54.7秒、東経133度35分26.8秒

c 北緯33度30分16.8秒、東経133度35分31.7秒

d 北緯33度30分16.8秒、東経133度36分04.2秒

e 北緯33度30分43.2秒、東経133度35分53.4秒

f 北緯33度30分40.5秒、東経133度35分51.0秒

g 北緯33度30分39.6秒、東経133度35分52.5秒

(ア) 操業区域4(1)

基点Iから磁針方位185度0分の線以西並びに基点Bと点アとを結ぶ直線及び点アか

ら磁針方位165度0分の線に至る海域中基点Gから基点Hを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、(a)の区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

- (a) 距岸1,700メートル以内であって、(d)の区域及び(e)の区域を除いた共同漁業権区域
 - (b) 高知港内の区域のうち高知市浦戸えびす碇から真方位334度34分の線以東の外海を除いた区域
 - (c) 基点D点ウ、点ウエ、点エオ及び点オ基点Fを結ぶ4直線並びに基点D F間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、a、b及び点エを順次に結んだ直線並びに点エとaとを結んだ直線により囲まれた区域並びにcからgまでの各点を順次に結んだ直線及びgとcとを結んだ直線により囲まれた区域を除く。
 - (d) 基点Aから磁針方位184度0分の線以東の海域のうち漁業権区域
 - (e) 基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域
- (イ) 操業区域4(2)

基点Jから磁針方位180度0分の線及び基点Kから磁針方位180度0分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域のうち共同漁業権区域を除いた区域。ただし、共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。

4の(3)のケの(ア)の(b)中「点ウを結ぶ」を「点ウとを結ぶ」に改める。

8の(3)の(ア)中「点アイ、点イウ、点ウエ及び点エアの4直線」を「点アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線」に改める。